



東武桐生線利用促進に向けた社会実験を実施します

群馬県では、県民の移動手段を確保するため、沿線市と連携して、東武桐生線の利用促進に向け、実質普通運賃で特急「りょうもう」に乗車できる社会実験を行います。

- 実施期間 平成30年11月1日（木）～平成30年12月31日（月）
- 対象者 東武桐生線内（太田駅～赤城駅相互区間）の乗り降りで、特急りょうもうを利用された方全員が参加可能です。
- 参加方法 あらかじめ特急券を購入し、特急りょうもうを利用します。申請用紙に利用した特急券を添付して申請することで、その購入代金を県が全額助成します。
- 申請期間 平成31年1月4日（金）～平成31年1月31日（木）
- 申請場所 ①窓口 桐生市役所広域連携推進室、
太田市役所企画政策課、みどり市役所企画課、
県土木事務所（桐生・太田）
②郵送 県交通政策課へ一般書留または簡易書留にて送付してください。（1月31日（木）当日消印有効）
- 概要 実施期間内に東武桐生線内（太田駅～赤城駅相互区間）の乗り降りで、特急りょうもうを利用された方に対し、購入した特急券の代金を県が全額助成します。
 - ・東武桐生線は、昼間の時間帯は、普通列車と特急りょうもうが交互に1時間に各1本運行
 - ・特急料金を県が負担し、実質普通運賃で利用可能な列車本数を約2倍にし、利便性を向上させることで、どれだけ利用者が増えるかを検証
 - ・沿線市（桐生市・太田市・みどり市）は、事業周知（広報誌等）や申請窓口の設置などで協力
- その他 詳細は、県ホームページをご覧ください。
（10月1日（月）公開予定）

問い合わせ
総合政策部広域連携推進室
広域連携推進担当
担当 古川
TEL 0277-46-1111（内線386）

太田駅⇔赤城駅

赤城

相老

新桐生

阿左美

藪塚

治良門橋

三枚橋

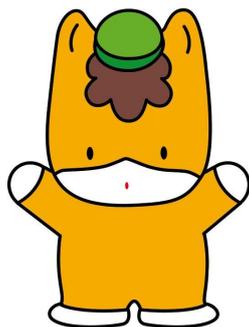
太田

ご参加ください！！

東武桐生線利用促進

社会実験

特急りょうもうの特急料金を群馬県が助成し、
実質普通運賃で利用可能な列車が約2倍に。
東武桐生線をもっと便利にします！！



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」



東武桐生線内の乗り降りを利用した特急券を添付して申請すると、
群馬県から購入代金が全額助成されます。

実施期間

2018年11月1日（木）～12月31日（月）

申請期間

2019年 1月4日（金）～ 1月31日（木）

群馬県の調査では、東武桐生線（太田駅～赤城駅間）の沿線住民の約6割の皆さんが年に一度も鉄道を利用しておらず、人口減少・少子高齢化の影響により、今後20年間で利用者数も約3割減少することが予測されるなど、鉄道利用の減少が想定されます。

そこで、県と桐生市・太田市・みどり市では、利用促進に向けた社会実験を行います。

東武桐生線は、昼間の時間帯は普通列車と特急りょうもうが交互に1時間に1本の運行となっています。今回の社会実験では、同区間の特急りょうもうの特急料金を県が負担し、実質普通運賃で利用できる列車本数を約2倍（1時間に2本）とすることで、東武桐生線を利用しやすくし、どれだけ利用者が増えるかを検証するものです。

詳しくは裏面をご覧ください。

群馬県県土整備部交通政策課

TEL:027-226-2385 FAX:027-223-9510

利用のしかた

期間内に東武桐生線内(太田駅～赤城駅相互区間)の乗り降りで、特急りょうもうを利用された方に対し、購入した特急券の代金を県が全額助成します。

1 特急りょうもうを利用する

あらかじめ特急券を購入いただき(東武チケットレスサービスによる購入可)、特急りょうもうを利用してください。

○対象となる利用期間

・2018年11月1日(木)～12月31日(月)

○対象者

・東武桐生線内(太田駅～赤城駅相互区間)の乗り降りで特急りょうもうを利用された方はどなたでも対象となります。

●注意事項

・北千住駅から赤城駅、新桐生駅から足利市駅など、桐生線区間を越える利用は対象外です。

・必ず、特急券と乗車券は別々にお買い求めください。

特急券と乗車券が一体となったものは駅の改札で回収されるため、お手元に特急券が残りません。

2 特急券等を保管(保存)する

利用した特急券等については、なくさずに保管(保存)してください。

●注意事項

・東武チケットレスサービスでネット特急券チケットを購入した場合、購入履歴画面をスクリーンショット等で保存してください。申請の際に必要となります。

・保管した特急券の利用日や利用区間等が不鮮明で分からないものは対象外です。

3 申請する

所定の申請用紙に利用した特急券を添付、またはネット特急券チケットの場合には、保存した画面に記載された券番等を記入の上、申請してください。

○申請期間

・2019年1月4日(金)～1月31日(木)

○申請場所

①持参の場合:次のいずれかの窓口へ持参してください。

受付時間は、土・日・休日を除く8:30～17:15です。

桐生市広域連携推進室(桐生市織姫町1-1)

太田市企画政策課(太田市浜町2-35)

みどり市企画課(みどり市笠懸町鹿2952)

県太田土木事務所(太田市西本町60-27)

県桐生土木事務所(桐生市相生町2-331)

②郵送の場合:一般書留または簡易書留にて下記住所へ送付してください。

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県県土整備部交通政策課 東武桐生線助成申請係 1月31日(木)当日消印有効

○申請用紙入手方法

・県ホームページからダウンロードできるほか、上記申請場所、桐生線各駅等にて配布しています。

URL:http://www.pref.gunma.jp/04/h21g_00057.html

東武桐生線社会実験

検索

●注意事項

・申請は一人一回限りです。利用した特急券はまとめて申請してください。

・申請者本人の口座が必要となります(申請者以外の口座の指定はできません。)

・申請にあたっては、別途アンケート調査への回答が必要となります(アンケート調査票は申請用紙と同じように入手できます。)

4 助成金の支給

審査の上、助成金額の決定通知を送付します。その後、助成金を申請のあった口座へ振り込みます。

<お問い合わせ先>

群馬県県土整備部交通政策課 TEL:027-226-2385 FAX:027-223-9510